

教育委員会会議 定例会

平成 29 年 8 月 23 日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

- 第 18 号 山梨県指定文化財の指定について
- 第 19 号 山梨県指定文化財の指定について
- 第 20 号 山梨県指定文化財の指定について
- 第 21 号 山梨県指定文化財の指定について
- 第 22 号 山梨県指定文化財の指定について

2 報 告 事 項

な し

3 その他報告

- (8) 山梨県立都留興譲館高等学校の竣工式について

議案第 18 号

山梨県指定文化財の指定について

提案理由

次の有形文化財は、各時代の遺品のうち制作優秀で県の文化史上貴重なものであり、県にとって重要なものと認められるので、山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）第4条第1項の規定により、山梨県指定有形文化財に指定することとしたい。

県指定文化財の指定

県指定有形文化財 1件

「木造聖観音及び諸尊像 五軀」

山梨県指定有形文化財（彫刻）の指定について（1）

1	種別	有形文化財 彫刻	
2	名称	木造 聖観音像及び諸尊像 五軀	
3	所在地	山梨県中央市大鳥居1621	
4	所有者	山梨県中央市大鳥居1621	宗教法人 飯室山大福寺
5	品質形状	聖観音立像（一） 木造、彩色 毘沙門天立像 木造、彩色 不動明王立像（一） 木造 彩色 聖観音立像（二） 不動明王立像（二）	
6	法量 （像高）	聖観音立像（一） 355.5cm 毘沙門天立像 100.0cm 不動明王立像（一） 97.5cm 聖観音立像（二） 169.0cm 不動明王立像（二） 98.0cm	
7	作者	不明	
8	時代	平安時代	
9	概要		

- ・ 飯室山大福寺は、武田家の祖・武田信義の弟・浅利与一義成が帰依した真言宗寺院で、創建は奈良時代の天平年間（729～749年）とされる。当寺を含む浅利川沿いの地域は、浅利与一義成の拠った地として知られる。五軀の諸尊像は同寺院の観音堂に安置されており、いずれも平安期の制作である。
- ・ 聖観音立像（一）は、3m50cmを超える巨像であるが、現在脚部を切り詰められている。像容と大きさの近い菩薩立像と比較すると、造立当初は5mを超える像高であったと推定される。現存する平安時代の立像中でも5m以上の像はごく少なく、特に地方においては、当時においてもまれな巨像であったとみられる。現在は、両腕も後代に補われた腕と変わり本来の姿は損なわれるものの、巨大な体軀と迫力のある相貌は、なお往時の威容を伝えている。制作は体軀や衣の表現から十世紀頃と考えられる。

- ・ 毘沙門天立像は、細身の引き締まった体軀で穏やかな動きを表し、花形を二重に重ねた冠や肩布の大振りな結び目など、細部の意匠が装飾的な像である。
- ・ 不動明王立像（一）は、直立した動きの少ない姿で、衣の表現などもやや固い。相貌の優しい童顔風の表現は、当寺薬師堂の丈六薬師如来坐像（県指定文化財）に通じる。
- ・ 聖観音立像（二）は、ふっくらとした顔立ちや浅く繊細な衣文を刻む衣の表現に、平安末期の造像の特徴をよく表している。両手は、左手で蓮華を持ち、右手をこれに添える形で、比叡山延暦寺の横川中堂本尊聖観音立像と同じ形であり、12世紀末頃盛行した同像の摸刻と考えられる。本像は、それらの中でも横川中堂像（像高170.6cm）と像高がほぼ等しく、同像の特徴である動勢表現もよく受けついでいる。
- ・ 不動明王立像（二）は、耳の形や衣文の表現など聖観音立像（二）と近く、聖観音立像（二）の脇侍として造立されたと考えられる。もう一方の脇侍である毘沙門天立像は現存しないが、当寺破損仏中に残る武将形像の脚部は、不動明王立像（二）の脚部とよく似ており、足柄の高さと厚みも全く同じであるので、不動明王立像（二）と対になる毘沙門天立像が存在していた可能性は高い。横川中堂像の摸刻中、脇侍まで伴う例は少なく、本像は、同像の摸刻の中でも忠実な摸刻であったといえる。
- ・ このように、本群の各像は、各時期の様式の特徴をよく表して作行き優れ、また、聖観音立像（一）と薬師如来坐像の二軀の丈六仏を中心に、長期にわたって行われた当寺の造仏は、平安時代中期から末期にかけての甲斐の仏教信仰の隆盛を示す重要な作例である。

議案第 19 号

山梨県指定文化財の指定について

提案理由

次の有形文化財は、各時代の遺品のうち製作優秀で県の文化史上貴重なものであり、県にとって重要なものと認められるので、山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）第4条第1項の規定により、山梨県指定有形文化財に指定することとしたい。

県指定文化財の指定

県指定有形文化財 1件

「銅鐘 一口」

山梨県指定有形文化財（工芸品）の指定について（2）

1	種 別	有形文化財 工芸品
2	名 称	<small>どうしょう</small> 銅鐘 <small>いっこう</small> 一口
3	所 在 地	山梨県南巨摩郡身延町大野839番地
4	所 有 者	山梨県南巨摩郡身延町大野839番地 宗教法人 <small>おおのさん</small> 大野山 <small>ほんのんじ</small> 本遠寺
5	品 質 形 状	銅製
6	法 量	総高 170.3cm 口径91.0cm
7	作 者	渡邊銅意
8	時 代	江戸時代
9	概 要	

- ・ 日蓮宗・大野山本遠寺は、徳川家康の側室・お万の方（養珠院）を開基とし、実子である紀州・水戸の両藩祖の寄進になる寺院で、慶長14年（1609）に創建された。
- ・ 本寺の鐘楼堂（国指定重要文化財）に懸吊されている、この銅鐘は、総高170cmに及ぶ大形鐘であり、その威容を示す中にも、竜頭や撞座・下帯の唐草文などは洗練された精巧な表現がみられる。また、撞座の蓮弁が、一般的な八葉ではなく十六葉であるのは珍しく、かつ、鑄型の繋ぎ目痕を削平するなどの丁寧な仕上げなどが特徴的である。
- ・ 本鐘の銘に見られる「鑄師 洛陽之住 銅意」とは、江戸時代前期（寛永～寛文期＝1624～1672）頃に、江戸を中心に活躍した当代一流の鑄物師である渡邊銅意源正駿（正俊ともいう）のことである。銘に「洛陽之住」とあることから、本鐘製作時には京都在住であったと考えることもできるが、実際には、慶安三年当時既に武陽（江戸）において活躍していたとされている。
- ・ 渡邊銅意は、東京国立博物館の擬宝珠（万治二年銘、現存）、東京・浅草観音堂の銅花瓶（寛（一）文（六）元年（六一）銘、佚亡）などの作では、江戸時代を通じて鑄物師としては三名のみの付与であった法橋位を名乗っているが、その法橋位授与においても、銅意の大型遺例である日光大猷院廟燈籠や日枝神社灯籠、及び本遠寺銅鐘などの事績が考慮されたとの説もある。
- ・ 本件は、甲斐鑄物師の作ではないが、当時の江戸の代表的な鑄物師であった渡邊銅意の製作になる基準作であり、鑄技精巧で細部の仕上げも丁寧な大形銅鐘の優作で、銅意作の現存唯一の銅鐘である。かつ、その刻銘には、本遠寺の

由緒や開基養珠院の信仰、梵鐘製作の意図・功德、寄進者、製作年、鑄物師名などが詳細に記されていて、身延町ひいては、山梨県の歴史を考える上で資料的にも重要な存在である。

議案第 20 号

山梨県指定文化財の指定について

提案理由

次の有形文化財は、古墳時代の遺物で学術的価値の高いものであり、県にとって重要なものと認められるので、山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）第4条第1項の規定により、山梨県指定有形文化財に指定することとしたい。

県指定文化財の指定

県指定有形文化財 1件

「かんかん塚（茶塚）古墳出土 馬具 六点」

山梨県指定有形文化財（考古資料）の指定について（3）

1	種別	有形文化財 考古資料
2	名称	かんかん塚（茶塚）古墳出土 馬具 六点
3	所在地	山梨県甲府市下曾根町923 山梨県立考古博物館
4	所有者	山梨県（山梨県立考古博物館）
5	品質形状	①木芯鉄板張輪 一對二点 ②三環鈴 一点 ③轡部品 三点一括
6	作者	不詳
7	時代	古墳時代中期
8	概要	

かんかん塚（茶塚）古墳は、甲府市下曾根町字岩清水に位置し、曾根丘陵・東山の北西側裾緩斜面に立地する。周辺には県内最大規模の前方後円墳・甲斐銚子塚古墳や、大丸山古墳・天神山古墳などがあり、西側には五世紀初頭の丸山塚古墳がある。かんかん塚（茶塚）古墳の墳丘は20～25mの円墳で、ほぼ中央に川原石積みの竪穴式石室が構築されている。

この発掘調査原因は、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園整備に伴うもので、山梨県教育委員会が昭和五二年（1977）～昭和六〇年（1985）の三次にわたり発掘調査した。

本出土品は、昭和五二年の発掘調査により、竪穴式石室から出土した遺物である。木芯鉄板張輪 一對二点^{わあぶみ}が出土している。輪 一對は柄と踏込部の輪を鉄板で被覆したもので、踏込部の縦横比が近く、柄の先端が丸い。また、踏込部の滑り止め鉾の存在から、五世紀中葉に比定される。三環鈴^{さんかんれい}は、環に鈴が三分の一ほど食い込んで接合されている。本例のように大型に属する三環鈴でも比較的小ぶりなものは、五世紀中頃以降の古墳から出土する例が多い。轡^{くつわ}は馬の口に入れて馬を制御する道具であるが、本品は鏡板部分のない構造の轡^{くつわ}である。日本に馬具がもたらされたのは四世紀後半頃まで遡ると想定されるが、五世紀代に普及する轡^{くつわ}で鏡板を伴わない構造の轡^{くつわ}は、中でも早い時期から使用されていたと考えられる。以上の特徴から、これらは県内の出土馬具のうち最古に属する事が明らかである。

県内での出土が確認されている輪 一對^{わあぶみ}は本出土品のみで、他の 輪 一對^{わあぶみ}は六世紀～七世紀の鉄製壺 一對^{てつせいづあぶみ}が多く、笛吹市八代町古柳塚古墳、甲府市右左口町、笛吹市春日

居町梅沢無名墳などから出土している。三環鈴さんかんれいは本古墳の遺物が本県唯一の例である。また県内で本例に続く轡くつわの出土としては、中央市王塚えふじがたかがみいたつきくつわのf字形鏡板付轡が知られ、五世紀後半に属する。

かんかん塚(茶塚)古墳からは、この他に武具として短甲たんこう(横矧板鋌留短甲よこはぎいたびょうどめたんこう)・小札こざね・冑破片かぶと・鉄銚てつほこ・鉄鏃てつぞく・人骨などが出土している。これらの遺物は馬具の年代に対応した遺物であるが、保存及び展示用の処理が行われておらず、今後の早急な保存処理が求められる。

また、人骨については近年調査が行われ、若年(10代後半～20代前半)で、性別は男性の可能性が強い。なお、大腿骨の後部に筋状に骨が張り出した、柱状性ちゅうじょうせいと呼ばれる特徴があることが判明した。これは幼少期からの騎馬習慣による特徴と想定されている事から、被葬者と馬具の関係は密であると推定される。

以上の事から、本古墳出土馬具は、本県における最古の馬具というだけでなく、本県及び、列島における馬及び馬具の普及を示す貴重な考古資料である。

議案第 21 号

山梨県指定文化財の指定について

提案理由

次の有形文化財は、官衙・寺院跡・墓・経塚等の出土品、その他奈良・平安時代以後の遺物で学術的価値の特に高いものであり、県にとって重要なものと認められるので、山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）第4条第1項の規定により、山梨県指定有形文化財に指定することとしたい。

県指定文化財の指定

県指定有形文化財 1件
「小井川遺跡出土 五輪塔部材 六点」

山梨県指定有形文化財（考古資料）の指定について（4）

1	種別	有形文化財 考古資料
2	名称	小井川遺跡出土 五輪塔部材 六点
3	所在地	山梨県甲府市下曾根町923 山梨県立考古博物館
4	所有者	山梨県（山梨県立考古博物館）
5	品質形状	五輪塔部材 六点（地輪 四点、火輪 二点）
6	作者	不詳
7	時代	鎌倉時代
8	概要	

小井川遺跡は、甲府盆地のほぼ中央に位置し、釜無川・常永川などが形成した扇状地末端に近く、南東に傾斜する緩傾斜地となっている。この辺りの遺跡には、平安時代の平田宮第二遺跡、平安時代～中世の上窪遺跡などがあり、竪穴住居跡や井戸、水田、畑、水路、堀、墓跡などが発見され、古代より人々の居住地や生産活動の場となっていた。

小井川遺跡では鎌倉時代末の五輪塔などの石造物、15世紀後半～16世紀前半に比定される礎石建物群、掘建柱建物、陶磁器・木製品や石造物などが発見され、鎌倉時代の五輪塔部材からは中世の布施^{ふせのしょう}荘に関する紀年銘や墓碑あるいは供養塔銘が検出された。

各五輪塔部材は、寺院跡と想定された建物の礎石、及び建物を取り巻く水路・池の護岸施設等に使用された遺物である。六点の五輪塔部材はいずれも完形ではなく、各五輪塔の部材がそろっているものではない。また、15世紀後半～16世紀前半の大型建物遺構に伴う付属屋礎石や、周囲をめぐらす水路・池状遺構の縁から出土した橋の土台などの転用材であるが、こうした部材がこの場所に転用されていることは、その規模・重量から、この地がもともと五輪塔を建立した場所か近接地であったことを物語っている。

また、これらの石材は五輪塔の形式や石材から判断すると、いずれも鎌倉時代末に属するもので、その帰属年代は「延慶三年」（1310）と「正和四年」（1315）の二点の紀年銘地輪^{ちりん}により証明されるほか、五輪塔の形式研究などにも矛盾しない。これら在銘地輪^{ちりん}が墓碑か追善供養塔のものかは明らかではない。

なお、「延慶三年」銘は、県内五輪塔銘では最古と思われる。また「二藤布施兵口忠光」銘は、この人物が布施^{ふせのしょう}荘の現地に居住していたため「布施」を名乗った人物と想定できる。二藤は『姓氏家系大辞典』「二藤」の項に、「東鑑文治六

年（1190）条に大河兼任の弟、二藤次忠季あり、二井田の藤原次郎の意かという。また、東鑑二十五に「二藤太三郎」を載せたり」とあり、藤原氏の系統の可能性を指摘している。このことから、本石造物の人物名も、藤原氏の一族と推定し、忠光は「五辻中将藤原忠氏」の「忠」の一字を用いているとすると、忠氏の近親者または配下で、「二藤忠光」が甲斐・布施^{ふせのしょう}荘の荘官として下向していた可能性も想定できる。以上、この地輪^{ちりん}が中央市布施地内から出土した意味は大きい。

このように、出土五輪塔の部材と紀年銘や人物銘等は、甲斐国「布施^{ふせのしょう}荘」の歴史を紐解くうえで貴重な有形文化財（考古資料）である。

議案第 22 号

山梨県指定文化財の指定について

提案理由

次の無形民俗文化財は、地域的特色を示し、県にとって重要なものと認められるので、山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）第26条第1項の規定により、山梨県指定無形民俗文化財に指定することとしたい。

県指定文化財の指定

県指定無形民俗文化財 1件
「下吉田の流鏝馬祭」

山梨県指定無形民俗文化財の指定について（5）

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 1 種類 | 無形民俗文化財 |
| 2 名称 | 下吉田の流鑄馬祭 ^{やぶさめまつり} |
| 3 所在地 | 山梨県富士吉田市下吉田 |
| 4 保持団体 | 下吉田の流鑄馬保存会 |
| 5 概要 | |

下吉田の流鑄馬祭は、山梨県富士吉田市下吉田に所在する小室浅間神社^{おむろせんげんじんじや}の祭礼において、神社に付随する馬場で行われてきた。祭は、九月一日・九日・一五日の三回のウマゾロイ（馬揃）、一八日の山王祭・小室浅間神社祭礼の宵祭^{よいまつり}、一九日の祭礼当日の流鑄馬からなっている。流鑄馬は、ウマツトバシ・ウマツトバカシともいい、古くはハッチョバンバとも称された。

祭礼当日は、早朝に馬の飾り付けを行い、神事のあと流鑄馬を行う。朝馬が四回駆け、朝馬の一番が駆けたあと馬の足跡を見る占人^{うらびと}がその足跡を確認する。その後夕馬も同様に四回駆け、最後に山王馬（朝馬と夕馬）が駆け、ノッパライ（乗っ払い）といってそのまま馬場の外に出て流鑄馬が終了する。

小室浅間神社の流鑄馬祭は、神意を表すものとしての素朴な信仰が生きており、各地に伝来する的当ての競技に近いものとは異なっており、次のような特色がある。

祭礼に奉仕するヤクウマ（役馬、本馬とも）を出すウマヌシ（馬主）は、氏子の中から選ばれ奉仕する形が取られており、同社では、境内に厩舎を設けて流鑄馬用の馬を飼育し、調教している。

祭礼前には、七日間のキリヒ・キリビといわれる別火、潔斎を行っている。古くは馬を出すウマヌシの自宅で行っていたが、現在は境内にある潔斎館に泊まり込み、ウマヌシや奉仕者の不浄を回避している。

祭礼の神馬とする馬の飾り付けが保持されており、額にオテンゴ（御天狗）を飾り付け、祭礼用の乗鞍を据え、尻尾はオバサミ（尾挟）で装飾する。また、乗り手は弓矢と藤蔓で製作した馬の鞭を持ち、また綱代に組んだ的を用いている。

筒粥の占い結果による馬出しの判断、馬の籤引き^{くじ}、馬の足跡による占い行事などが行われている。祭礼後に行われる、占人による馬の足跡の占いの占表が作成され、その結果により秋から冬にかけて、自治会や各町内、近隣による数多くの火伏せのオヒマチが現在も下吉田の各地で行われている。

神（山王さん）が山に帰るといふ山宮信仰を伝えており、山王さんは山の神と認識され、山王馬に乗って山（富士山）に帰ってしまうとされ、ノッパライ（乗っ払い）で山に向かって馬場を駆け抜けるという形態は、流鑄馬が山の神への信仰を背景としていることがいえ、県内で伝承されるただ一つの貴重な事例である。

(平成29年8月23日 定例教育委員会)

学校施設課

件名	山梨県立都留興譲館高等学校の竣工式について
経緯	<p>○平成23年11月 「山梨県高等学校整備基本構想」に基づき、県内4校目の総合制高校として、谷村工業高等学校、桂高等学校を再編し、谷村工業高等学校の敷地に整備することを決定</p> <p>○平成25年6月 都留興譲館高等学校設置に係る条例案を6月定例県議会に提案</p> <p>○平成26年1月24日 都留興譲館高等学校起工式を挙</p> <p>○平成26年4月7日 都留興譲館高等学校開校式を挙</p> <p>○平成29年6月23日 第2期建設工事が完了し、校舎が完成</p>
内容	<p>都留興譲館高等学校の竣工式を次のとおり行う。</p> <p>1 主催 山梨県、山梨県教育委員会</p> <p>2 日時 平成29年9月5日(火) 午後1時30分～</p> <p>3 場所 都留市上谷5丁目7-1 都留興譲館高等学校</p> <p>4 日程 テープカット 午後1時30分～1時40分 竣工式 // 1時50分～2時40分 校舎内見学 // 2時40分～3時10分</p> <p>5 出席予定者 約280名 県議会議員、県関係者、地城市町村関係者、学校関係者 地元関係者、設計・施工業者 ※他に在校生・教職員</p> <p>6 建物概要</p> <p>(1) 構造・規模 管理・普通教室棟 RC造 4F 7,538㎡ 特別教室・実習棟 RC造 4F 6,234㎡</p> <p>(2) 建設工事費 約29.1億円</p> <p>7 全体事業</p> <p>(1) 整備年度 平成23～30年度</p> <p>(2) 全体事業費 約45.5億円 ※測量・設計費、建設工事費、仮設校舎借上料、 グラウンド整備費等</p>

